

○御前崎市スポーツ及び芸術文化振興賞賜金交付要綱

(平成 16 年 4 月 1 日告示第 178 号)

改正 平成 24 年 4 月 1 日告示第 130 号 平成 29 年 3 月 30 日告示第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本市のスポーツ及び芸術文化の振興並びに地域の発展などに寄与した優秀な個人及び団体に対し、スポーツ及び芸術文化振興賞賜金（以下「賞賜金」という。）を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の要件)

第 2 条 賞賜金は、次の各号のいずれかの要件に該当する場合に交付するものとする。

- (1) 原則として県又は地域予選を経て出場する大会やコンクール（以下「大会等」という。）、公式大会の実施要項等で規定された標準記録を超えて出場する大会等及び競技団体等の推薦を受けて出場する大会等。ただし、大会等の主催者から賞金が交付されるものを除く。
- (2) スポーツ及び芸術文化の振興並びに地域の発展などに寄与した功労による、国、県の機関からの表彰や国からの叙勲基準（昭和 39 年 4 月 21 日閣議決定）及び褒章条例（明治 14 年太政官布告第 63 号）に基づく勲章、賜杯又は褒章の授与
- (3) 市長が前 2 号に準ずると認めた大会等への出場若しくは表彰、勲章、賜杯及び褒章の授与

(対象大会等)

第 3 条 前条第 1 号で規定する大会等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 東海大会等
- (2) 全国大会等
- (3) 国際大会等
- (4) 市長が前各号に準ずると認めた大会等

(対象表彰)

第 4 条 第 2 条第 2 号で規定する表彰は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 県教育委員会表彰
- (2) 県知事表彰
- (3) 庁官表彰
- (4) 大臣表彰
- (5) 市長が前各号に準ずると認めた表彰

(交付の対象者)

第 5 条 賞賜金交付の対象者は、第 2 条に規定する要件に該当する市内に住所を有する個人又は市内を活動拠点とする団体とする。ただし、個人については、大会等に登録した出場者を対象とし、団体については、大会等の要項に記載された登録人数に限る。

2 前項に規定するもののほか、市長が特に必要と認めた者又は団体

(賞賜金の額)

第6条 賞賜金の額は、別表に定めるところによる。ただし、交付を受けた者が、同一年度において複数の大会に出場した場合は、最上位大会の額から交付済額を差し引いた額を交付するものとする。

(交付申請)

第7条 賞賜金の交付を受けようとする者は、御前崎市スポーツ及び芸術文化振興賞賜金交付申請書(様式第1号)を対象大会ごとに作成し、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否及び賞賜金の額を決定し、御前崎市スポーツ及び芸術文化振興賞賜金交付決定・却下通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(結果報告)

第9条 第2条第1号の規定による賞賜金の交付を受けた者は、大会等終了後、大会等出場結果報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(賞賜金の返還)

第10条 第2条第1号の規定による賞賜金の交付を受けた者が、やむを得ず、大会等の出場を辞退又は棄権した場合は、速やかに市長へ返納しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年4月1日告示第130号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日告示第6号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

	区 分	個人競技	団体競技
1	東海大会等	1人 10,000円	1人あたり5,000円(上限30,000円)
2	全国大会等	1人 30,000円	1人あたり10,000円(上限60,000円)
3	国際大会等	大会等の規模によりその都度決定する	
4	県教育委員会表彰	1人 10,000円	1人あたり5,000円(上限30,000円)

5	県知事表彰	1人	10,000円	1人あたり5,000円（上限30,000円）
6	庁官表彰	1人	20,000円	1人あたり10,000円（上限50,000円）
7	大臣表彰	1人	20,000円	1人あたり10,000円（上限50,000円）
8	勲章、賜杯、褒章の授与	1人	50,000円	1人あたり20,000円（上限100,000円）

備考 この表の区分に属さない特別の申請があった場合には、その都度市長が賞賜金の額を決定する。

様式第1号(第7条関係)

御前崎市スポーツ及び芸術文化振興賞賜金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)

御前崎市スポーツ及び芸術文化振興賞賜金交付決定・却下通知書

[別紙参照]

様式第3号(第9条関係)

大会等出場結果報告書

[別紙参照]